平成 27 事務年度 金融行政方針(FinTech 関連部分抜粋)

4. IT 技術の進展による金融業・市場の変革への戦略的な対応

FinTech と呼ばれる金融・IT 融合の動きは、従来見られなかったような多様な金融サービスの提供等を通じて顧客利便の向上をもたらすとともに、金融業・市場の将来的な姿を大きく変えていく可能性を有している。(中略)

金融庁としては、IT 技術の進展が将来の金融業に与える影響を、内外の有識者や 関係者の知見を取り入れつつ前広に分析するとともに、望ましい金融規制のあり方を 検討していく。

具体的重点施策

(1) FinTech への対応

足元、すでにスマートフォンでの金融取引等の決済サービスを起点に、人工知能 (AI)による与信審査、投資アドバイスや資産運用等、FinTech を活用した動きが広がっており、金融業の「アンバンドリング化」とも言うべき構造変化が見られ始めている。市場分野においても、取引所等の機能の変容等、同様の動きを展望する見方がある。

翻って現状を見ると、こうした構造変化の動きを敏感に捉え、IT ベンチャー等のノンバンク・プレーヤーと金融機関との連携・協働等の動きが見られている欧米の状況に比べ、我が国ではこのような有機的な対応が遅れている。また、我が国金融機関(金融機関ネットワークを含む)が提供する決済サービスは、国際的に活動する企業・個人のニーズ(グローバルなキャッシュマネジメントサービス、全銀システムの仕様の国際標準化、安価な海外送金手数料等)に十分に対応出来ていないという課題もある。

金融庁としては、我が国が、FinTech の動きに速やかに対応し、将来の金融ビジネスにおける優位性を確保するため、民間部門と協働しつつ、海外事例の調査や内外の担い手との対話等を通じて FinTech の動向を出来る限り先取りして把握していく。その上で、利用者保護等の金融行政上の課題と両立させつつ、将来の金融業・市場の発展と顧客利便性の向上につなげていくとともに、内外の専門家の知見を積極的に活用し、技術革新が我が国経済・金融の発展につながるような環境を整備する。